

平成 30 年度 足場の特別教育(6 時間)ご案内

※建設労働者確保育成助成金対象

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 30 号。）が平成 27 年 3 月 5 日に公布され、平成 27 年 7 月 1 日以降、足場の組立てなどの作業に従事する方は、特別教育を修了していなければ業務に就くことが出来なくなりましたので、受講されますようご案内いたします。

事業者が労働者に特別の教育を行わなければならない業務に、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（以下「足場業務」という。）（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）が追加されました。

〔「地上又は堅固な床上における補助作業」とは、地上又は堅固な床上における材料の運搬、整理等の作業をいう〕
ものであり、足場材の緊結及び取り外しの作業並びに足場上における補助作業は含まれないこと。

【日 時】 4/16(月)・6/8(金)・8/31(金)・10/1(月)・12/20(木)
H31.2/28(木)
いずれも 午前8時50分～午後4時10分

【会 場】 愛知建設業会館（名古屋市中区栄 3-28-21 電話 052-242-4441）

【受講対象】 18 才以上で足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く）に従事しようとする者。

【教育内容】

・ 足場及び作業の方法に関する知識	180 分
・ 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30 分
・ 労働災害の防止に関する知識	90 分
・ 関係法令	60 分
	合計 360 分（6 時間）

【受講料】 7,000 円（テキスト代、消費税含む）

【定 員】 100 名

【申込方法】 裏面の受講申込書にご記入にうえ、ファックス(052-242-4440)又はご郵送ください。受講券と請求書を送付いたします。

【助成金】 中小建設事業主が、従業員の技能向上のため技能講習を受講させた場合に、その受講料の一部と賃金の一部が助成される場合があります。
適用条件に該当する事業所は、「計画届」を講習日の原則 2 か月前から 1 週間前までにあいち雇用助成室に提出してください。また、「委託契約書」を講習申込時または受講日前日までに愛知県支部へ提出してください。
書式はホームページからダウンロードできます。

※ 注意事項

遅刻者は受講できませんので時間を厳守してください。

送付先：建設業労働災害防止協会 愛知県支部
〒460-0008 名古屋市中区栄3-28-21
電話 052-242-4441 ファックス 052-242-4440
<http://www.kensaibou-aichi.jp>

足場の組立て等特別教育（6時間）受講申込書

開 催 日	平成 年 月 日（ ）
-------	---

会 社 名			
所 在 地	〒 -		
電 話 番 号		F A X 番 号	
担当者氏名			

受講番号	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	現住所 (都道府県のみ)
		S H	
		S H	
		S H	
		S H	
		S H	

- 注：1. 太枠欄のみ記入してください。
 2. 現住所は都道府県名のみ記入してください。
 3. 会場には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。
 4. 受講の取消は、受講日の前日までにご連絡下さい。

建設業労働災害防止協会愛知県支部 FAX番号

0 5 2 - 2 4 2 - 4 4 4 0